

令和4(2022)年度第1回公の施設指定管理者選定委員会概要報告

(令和4(2022)年7月12日作成)

柏崎市財務部財政管理課

- 1 開催日時 令和4(2022)年6月27日(月) 午後1時25分から3時35分まで
- 2 場 所 柏崎市役所4-3、4-4会議室
- 3 出席者 ○選定委員(五十音順)
齋藤委員長(委員長)、阿部委員、金子委員、小柳委員、橋本委員、吉田委員
○事務局(財政管理課)
荒川財務部長、重野課長、伊比課長代理、田邊主査
○施設担当課
(介護高齢課) 土田課長、真貝課長代理、木賀係長、大橋主任
(農林水産課) 田村課長、高橋課長代理、大橋主査
(商業観光課) 竹内課長、田辺係長

4 概要

今年度に指定管理者の更新手続を行う10施設について、次期指定管理期間の方針及び手続のスケジュールを説明した。

その後、非公募により指定管理者の選定を行う5施設について、選定を非公募で行う理由を施設担当課から説明し、質疑を経て、5施設全てにおいて、選定委員全員から非公募による選定が適当であるとの意見を拝聴した。ただし、コレクション展示館3館については、選定委員全員が、指定期間を5年でなく3年が妥当であるとの意見を付した。

5 委員会の要旨

- (1) 開会
- (2) 委員会の開催要件の確認
委員6人全員の出席により開催要件を満たしていることを確認
- (3) 財務部長挨拶
- (4) 委員長の互選及び委員長の職務代理の指名
- (5) 議事

ア 令和4(2022)年度に指定管理者の更新手続を行う施設について

《財政管理課から説明》

委員： 公募による更新を行う施設について、次期指定期間は5年とのことだが、今期指定期間が5年以外の施設がある理由は何か。

事務局： ガイドライン上で指定期間は5年を標準としている。西山の3館については、一体管理を見据え終期をそろえるため2年又は3年としていたが、一体管理はせずそれぞれで公募を行うこととしたため、標準の5年間とした。特別な事由がない場合は標準の5年としている。

委員： 柏崎・夢の森公園の指定期間が3年から5年になっている理由は何か。

事務局： 県立こども自然王国との一体管理を検討するため3年としていた。しかし、一体管理はせずそれぞれで公募を行うこととしたため、次期指定期間は5年とした。

イ 非公募により指定管理者の更新を行う施設に係る意見聴取について

(ア) 高齢者生活支援施設「結の里」(担当課：介護高齢課)

《担当課から施設の概要、非公募理由、現指定管理者について説明》

委員： 介護度の低い方のための施設であると思われるが、施設としては、特別養護老人ホーム等に類似しているのか。それなら、類似施設を運営している事業者でも管理運営が可能ではないか。社会福祉法人柏崎市社会福祉協議会(以下「社会福祉協議会」という。)しかできない理由は何か。

担当課： 他の事業者が全くできないということはない。しかし、この施設は、見守りのある高齢者用住宅である。施設の性質上、時間の経過により入居者の健康状態に変化が生じ、様々な相談や対応が必要な場合が多くある。社会福祉協議会には、その対応や実績が優良である。

委員： 他の事業者でも担えるが、施設の性質や経過を考慮して、社会福祉協議会が担うことで安定した運営ができるということか。

担当課： 施設の管理等ハード面は、他の指定管理者に引き継ぐことはできる。しかし、入居者等のソフト面は、指定管理者が変わることは難しいと考えている。

委員： 施設の目的として、入居者が幸せに今後の人生を暮していくこともあると思う。しかし、資料や説明からは、入居者の快適性や満足度は見えてこない。指定管理者が変わることの不安もあると思うが、仮に不満を持っている入居者がいる場合、指定管理者が変わらないことへの不満もあると思う。入居者はどの程度満足し、幸せに暮らしているかなど把握しているか。

担当課： 入居者の状況は、毎月の日誌等で報告を受けており、入居者一人一人の特性を見極め、それに合った支援をしていると把握している。個人の幸福度は推し量れないが、トラブル等はなく運営していただいている。

委員： モニタリングシートの収支に関する評価は、施設の性質上していないのか、新型コロナウイルス感染症により全施設で評価していないのか。

事務局： モニタリングシートの利用者数及び収支差額に関する評価は、新型コロナウイルス感染症の影響により、全施設で評価していない。

委員： 新型コロナウイルス感染症によってどのような影響があったか。

担当課： 居住部門では大きな影響はない。しかし、交流部門や調理室では、地域の方などの利用を断ることもあり、利用者が大きく減った。

委員： 収支差額に関する評価を一律にしないことについて、観光施設等大きな影響を受けている施設もあれば、そうでない施設もあると思う。

さらに、コロナ禍以前の問題で赤字の施設もあり、コロナ禍により評価を免れたような印象を受ける。一律ではなく、評価すべき施設はあるのではないかと。

事務局： 施設の種類によって評価を変える議論も行ったが、線引き等も難しく、令和3（2021）年度については、どの施設も新型コロナウイルス感染症の影響を受けていたため、全施設で評価しないこととした。しかし、令和4（2022）年度の評価以降はできるだけ評価できるようにしていきたい。

委員： 令和3（2021）年度のモニタリングシートについても、評価するよう検討してほしい。

委員： 民間にも類似施設があるが、民間の管理運営と比較することはあるか。

担当課： 指定管理者制度は、民間のノウハウでより良い管理運営を行っていただくことである。そのため、全体的に担える事業者があれば検討したいが、施設の性質や当該地域での就労者の確保などの問題もあり難しい。

委員： ひだまりと結の里はどの程度距離が離れているか。

担当課： 距離的には高柳小学校や高柳保育園の直ぐ近くでそれほど離れていない。

委員： ひだまりは利用者がいないため廃止手続を取る一方で、結の里は入居者がおり更新する違いは何か。

担当課： ひだまりは、冬期間のみの利用になり家具等も備え付けではないため、その都度引越しが必要となる。また、結の里は日中職員が常駐しているが、ひだまりは朝晩の巡回だけである。急速な高齢化や市の方針もあり結の里の入居を勧めている。

委員： 市内に類似施設はあるか。

担当課： 介護施設ではないため、結の里のみである。

委員： このような施設が高柳地域にできた経緯は何か。

担当課： 以前、清流苑があり、その代替えで建てられた。過疎が進んでおり、高齢者の生活の場を確保した。

委員： 非公募にすることに異議はない。指定管理料について、次期期間は修繕料年間20万円の増額を見込むとあるが、修繕料にしては少ないのではないかと。市でも修繕を予定しているか。

担当課： 協定で30万円以上の修繕は市で対応することとなっている。なお、今後市で予定している修繕はない。

委員： 部屋に空きがあり、施設の有効利用に課題があるように思う。入居者が増えるような働きかけはしているか。

担当課： ホームページや広報かしわざきでPRはしている。さらに、地域やケアマネージャーにも周知している。

委員： 入居者を確保し、空室をなくす努力は、指定管理者の業務ではないか。

担当課： 指定管理者で営業を行っても問題はない。社会福祉協議会は、地域からの相談も受けており、間口が広い。その相談から、入居につながるケースもある。そこに期待していきたい。

《委員全員が、非公募による指定管理者の選定が適当であるとした。》

(イ) 柏崎さけのふるさと公園（担当課：農林水産課）

《担当課から施設の概要、非公募理由、現指定管理者について説明》

委員： 観光地になると思うが、観光地としてどのように集客の増加や満足度を上げていくのか教えていただきたい。

担当課： ホームページ等を利用してPRしていきたいと考えている。さらに、毎年秋に行われるさけ祭りには県内外から多くの観光客に来ていただいているので、さらに拡大していきたいと考えている。

委員： ホームページでのPRは現在も行っているのか。また、ホームページやイベントの見直しをしつつ、集客していくということか。

担当課： そうである。県内のさけ施設の認知度もいかしてPRしていきたい。

委員： 入館料を取らない施設であるが、繁忙期等に入館料をとる予定はないか。

担当課： 1月から3月は休館している。また、秋にしかさけは遡上しないため、年間を通して入館料等を取ることは考えていない。

また、各種学校の学習でも活用されており、青海川のさけを活用し身近に見られることが目的の施設である。入場料は取らず、どなたにでも見ていただくことを大切にしたい施設としていきたい。

委員： 遡上したさけを活用し、収益事業は行えないか。

担当課： さけます増殖事業協会（以下「増殖協会」という。）が、増殖事業の方で余ったさけを活用した販売等の収益事業を行っている。今回の指定管理は施設の維持管理のみである。

委員： 指定管理者を青海川町内から増殖協会に変更することは、町内会や増殖協会から提案があったのか。又は市からの提案か。

担当課： 今まで増殖協会の役員に市の産業振興部長及び農林水産課長が在職しており、ガイドライン上は指定管理者になることはできなかった。しかし、3年に1回の役員改選と指定管理者更新のタイミングが合ったため、市の職員が役職を降りることにより、指定管理者とすることを市から提案した。

委員： 地元は納得しているか。

担当課： 了承を得ている。

委員： 増殖協会は、指定管理業務として施設の維持管理も担っていくが、増殖事業や収益事業はPR等を行い収益を得ていくという認識でよいのか。

担当課： そのとおりである。

委員： 町内会から増殖協会に変わることによって団体の性質が変わるが、問題はないか。

担当課： 問題はない。

委員： 今後、モニタリングシートの自主事業を評価することになるか。

担当課： さけの増殖事業は指定管理業務と別であるため、来年度以降も評価しない。

委員： 青海川町内会と増殖協会の構成員はほぼ同じか。

担当課： 増殖協会は、青海川町内会、漁協及び市（事務局）で構成されている。

委員： 今回、指定管理者が変わることによって、新たな方が、管理をしたり、除かれたりすることはあるか。

担当課： そういったことはない。

委員： 開館時間と休館日はどのようになっているか。

担当課： 開館時間は9時から17時まで、4月から9月は毎週水曜日が休館、さけの遡上の増える10月から12月は無休である。なお、1月から3月は休館している。

委員： それは、指定管理者が変わっても維持されるか。

担当課： そうである。

委員： 施設のPR等の利用促進業務は、指定管理者の業務ではないか。

担当課： 増殖協会で行っていく。

委員： そうであるなら、モニタリングシートにある「分かりやすい案内及び十分な情報提供に努めているか（館内表示、ホームページ等の活用）」は評価されないのではないか。

担当課： 展示館内でのポップ掲示や誘導案内がこれに該当するため、評価している。

委員： すみ分けが難しいのではないかと。増殖事業を自主事業等にし、施設の利用促進やPRなども一括して指定管理業務にすることはできないか。

担当課： 業務を一括して指定管理とすることは考えていなかった。

委員： 事業者の創意工夫を活用できるのが指定管理者制度の利点であり、施設の清掃や草刈りのみでは、制度がいかしきれない。利用促進を指定管理業務に含めた方が良いのではないかと。

担当課： 増殖事業には、国の補助金も活用しているため分けて考えている。しかし、施設の利用促進等のPRは、指定管理業務に含めることは可能か検討する。

委員： 利用者の県内と県外の割合はどの程度か。

担当課： 割合は把握していないが、イベント参加者は8割以上が市外の方である。

委員： 施設のホームページやSNSはないようだが、どのようにPRしているか。

担当課： 市のホームページにイベント等も含めて掲載している。

委員： 市のホームページは市の予算で更新されているか。

担当課： 市も事務局として参加しているため、市で行っている。

《委員全員が、非公募による指定管理者の選定が適当であるとした。また、施設の利用促進業務を、指定管理業務とするか検討することとの意見が付された。》

(ウ) コレクション展示館 3 館（担当課：商業観光課）

《担当課から施設の概要、非公募理由、現指定管理者について説明》

委員： 「痴娯の家」の指定管理料は他 2 館より 3 倍ほど高い理由は何か。また、3 館それぞれの必要な専門的知識とは、どういったものか。

担当課： 「痴娯の家」の指定管理料は、3 館に共通する経費（保守点検料等）が含まれているためである。また、収蔵されている展示物がそれぞれ異なっており、展示物に合わせた専門的な知識が必要となる。

委員： 「黒船館」や「同一庵藍民芸館」の指定管理料が年間 250 万円程度であるが専門的な知識を有する方を配置できているか。

担当課： それぞれ専門的な知識を有する方を配置している。

委員： コレクション展示館 3 館（以下「コレビレ 3 館」という。）については、施設の在り方など、議会も含めて様々な議論がされてきている。前回の指定管理者更新の際に、継続して今後の施設の在り方を見極めるため 3 年としていた。その見極めた結果やこれまでの問題が、道の駅再整備事業によって 5 年間の更新という結果は不十分ではないか。見極めた結果等を詳しく説明いただきたい。

担当課： 道の駅の再整備について、国土交通省や事業者との協議を行ってきた。道の駅に求められている機能の 1 つとして地域連携機能を担う施設が必要であり、コレビレ 3 館がそれを担っているため、今後も必要な施設である。そのため、5 年間の更新とした。

委員： 非常に抽象的な説明である。今までのコレビレ 3 館の厳しい状況や積み重ねられていった問題が、地域連携機能を担うというだけで解決するのか疑問である。そんなに明るい見通しではないのではないか。

担当課： 市としても厳しい状況は把握しており、課題となっていると認識している。しかし、コロナ禍である令和 3（2021）年度においても、入館者を伸ばす等努力をしている。市外の誘客に努めている結果である。今後、人が動き始めることをチャンスと捉え、今までの認識を変えながら努力していきたい。

委員： 以前は立地が悪く集客が望めない、移転も視野に入れるべきといった意見が出るほど根本的な問題もあったが、道の駅の再整備だけで解決されるのかは疑問である。

「痴娯の家」については、展示品の案内・説明を岩下氏へ再委託されており、後継者問題が深刻であるようだが、どのような取組を行っているか。

担当課： 指定管理者へは後継者の育成をお願いしている。しかし、適任が見つかっていないのが現状である。近々の大きな課題と認識しており、さらに、後継者の育成について指定管理者へ要請していく。

委員： 「痴娯の家」は特殊なコレクションであるため、なかなか難しく知識

の豊富な岩下氏と同じような人材を確保することは困難である。財団の職員に勉強していただき、知識継承や育成していくなど目を転じないと後継者育成は難しいと感じる。

担当課： 施設の趣旨に沿った説明ができる人材を育成していく必要があると認識している。

委員： 個別で専門的な人員を配置するのではなく、3館を説明できる人材を確保・育成することで解決できるのではないかと。また、3館一体管理も可能になるのではないかと。

委員： 施設の歴史や成り立ちが全く違うことや、展示品の所有者や管理方法も異なることから非常に難しいのではないかと。

委員： 来場者数も各施設年間1,000人前後である。市として、道の駅再整備も含めてコレビレ3館をどのようにもっていくのかがあって管理運営に繋がると考える。ここでの議論ではないのかもしれないが、市としてビジョンはあるか。

担当課： 今年度、コレビレ3館を含めて道の駅としてどのように整備していくかを調査している。その中で、整備方針を決定していく。

委員： 道の駅再整備のために地域連携機能としてコレビレ3館が必須であるか。

担当課： 現状では、唯一コレビレ3館が、地域連携機能を持つ施設である。仮にコレビレ3館が無くなった場合、かつ、道の駅を再整備するとすると、地域連携機能を担う別の施設を整備しなければならない。

委員： 収蔵品の所有者が異なるとのことだが、施設の維持管理のみなど、管理運営の仕組みを変更することで3館一体管理できるのではないかと。3館一体管理の方が効率的ではないかと。

担当課： 施設の現状や歴史から、今すぐ一体管理とはならないと考えている。

委員： 不確定な要素が多いと感じる。そのため、指定管理期間は5年ではなく3年を選択肢として考えても良いのではないかと。また、経費削減のために土日のみの開館にするなど運営方法を変える余地もあるのではないかと。

担当課： 道の駅の再整備が控えており、オープン時期等は今年度の調査で決定していくことになるが、3館は現状のまま再整備をしても改善は難しく、ソフト面で改善していく必要があると認識している。市だけでなく指定管理者にも自ら企画を実施していただく必要がある。道の駅再整備も含め、変わっていくための一定期間として5年を設定させていただいた。

また、土日に限定することについては、館によって曜日ごとの来館者数にばらつきはある。また、来館者をお迎えするだけでなく、展示物の保存といった業務もあり、休館日を増やしたからといって大幅なコスト削減には結び付かないと考える。

委員： 委員の指定期間を3年とすることに賛成である。前回の「施設の在

り方を見極める」という答えがこれでは納得できない。道の駅の再整備を見ながら暫定の3年間で妥当ではないか。もう一度施設の在り方を見極めていただきたい。

委員長： 指定期間を3年が妥当と思う方は挙手願います。

《全員、挙手》

《委員全員が、非公募による指定管理者の選定が適当であるとした。ただし、指定期間について施設の在り方を見極めるため3年が妥当であるとの意見が付された。》

その他

委員： 委員会の進め方について、個々の判断の前に他の委員の意見を聞く場を設けていただきたい。また、担当課の説明の前に、疑問点を解決してから質疑を行いたい。

事務局： 事前に質問項目があるか伺うことや議事の前に委員討議の時間を設ける等方法を委員長とも検討する。

委員： 説明、質疑を経て、その場ですぐ結論を出すことに疑問を感じた。担当課の説明、質疑後でも構わないので、委員間討議の時間を設けていただきたい。

委員： 公募施設の指定管理者を選定する際には、応募者のプレゼン後に委員間で討議を行っている。事前の討議は、状況把握の前で難しいと感じるが、説明及び質疑の後であれば、委員間で討議を行うことは良いのではないかと。

委員： 意見を付す際にも、説明及び質疑後に委員間の討議を設けたほうが良いと感じた。

事務局： 頂いた意見を基に、運営方法について委員長とも相談させていただく。

第2回の選定委員会は、9月2日（金）とし、公募5施設の現地見学及び令和3（2021）年度モニタリング結果報告を行う。

6 閉会